

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 料金体系等の改定

受益者負担の適正化を図るため、第1種特定自転車駐車場及び第2種特定自転車駐車場の料金体系等を次のとおり改定する。

経過措置として2年度にかけ2段階の改定とする。

(1) 第1種特定自転車駐車場

ア 使用料の額（上限額）等の改定（1台につき）

現 行	平成29年度			平成30年度以降		
	区 分	使用料(年額)		区 分	使用料(年額)	
登録手数料 2,000円	区 民	一 般	3,000円	区 民	一 般	4,000円
		学 生	2,100円		学 生	2,800円
	区 民 以 外	一 般	4,000円	区 民 以 外	一 般	5,000円
		学 生	2,800円		学 生	3,500円

イ 使用料の額等以外の改正

(ア) 登録手数料を使用料に改める。

(イ) 使用料納付遅延を理由に承認取消ができることとする。

(2) 第2種特定自転車駐車場

ア 使用料の額（上限額）等の改定（1台につき）

利用 形態	現 行	平成29年度			平成30年度以降		
		区 分	使 用 料		区 分	使 用 料	
定期 利用 (月額)	3,000円 (規則により 一般1,000円 学生700円)	区 民	一 般	1,500円	区 民	一 般	2,000円
			学 生	1,000円		学 生	1,400円
		区 民 以 外	一 般	1,800円	区 民 以 外	一 般	2,500円
			学 生	1,200円		学 生	1,700円
当日 利用 (日額)	150円 (規則により 50円)	100円					

イ 使用料の額等以外の改正

(ア) 使用料納付遅延を理由に承認取消ができることとする。

(イ) 当日利用の自転車が相当期間継続して駐輪されている場合、警告なしで撤去することができることとする。

2 放置自転車の撤去に要する費用の改定

1台につき2,000円を5,000円とする。

3 施行期日等

平成29年4月1日

使用料の徴収その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。